

(様式第1-2号)

学 則

1 開講の目的

家族構成の変化や高齢化等に伴い多様化、高度化する介護ニーズに対応できる福祉人材を積極的に育成する必要がある。住み慣れた綾川町で、顔なじみの人たちの見守りネットワークにより、閉じこもり及び要介護状態となる事を、予防できる地域福祉の推進をめざす。

2 研修の名称

綾川町社会福祉協議会 介護職員初任者研修

3 課程及び形式

介護職員初任者
 生活援助従事者 研修課程 (通学)

4 県内事業所の所在地

香川県綾歌郡綾川町滝宮 2 7 6 番地

5 開催期間

4 ヶ月

6 開催回数 (年間) 及び開催時期 年 1 回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					←	→					

7 研修内容 (別紙「研修カリキュラム・シラバス」のとおり)

8 講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別 (別紙「講師一覧表」のとおり)

9 研修実施場所

講義 梅の里社会福祉センター 2階 (香川県綾歌郡綾川町滝宮 2 7 6 番地)
演習 梅の里社会福祉センター 2階 (香川県綾歌郡綾川町滝宮 2 7 6 番地)
綾川町社会福祉協議会 通所介護事業所
(香川県綾歌郡綾川町滝宮 2 7 6 番地)

10 受講対象者

- ①綾川町近郊在住または綾川町近郊在勤で通学可能な者
- ②就学に支障のない心身ともに健康である者
- ③介護職員として従事する予定または従事することを希望する者
- ④介護職員として綾川町内の施設で就労を希望する者
- ⑤綾川町の地域福祉に貢献する者

いずれかの条件を満たす者を対象とする。

11 受講定員

40名 (先着順)

最少遂行人数 10名 (申し込み人数が最少催行人数に満たない場合は、実施を中止する場

合がある。この場合は申込者に対して開講日の前日までに中止の旨を連絡する)

1.2 受講手続及び本人確認の実施方法

直接来校し、申込書及び受講費用の提出をもって受付とし受講決定とする。

受講契約に際して、受講予定者に対し、「介護職員初任者研修重要事項説明書」を交付し事前に十分説明を行うと共に、「重要事項説明書兼本人確認書」に受講者の自筆と確認印、説明者印を押印することとする。

また、受講申込受付時に受講者本人である事を身分証明書（免許証・住民票等）にて確認を行う。

1.3 科目の一部免除の取扱いと手続き

別紙 「別紙5(科目の免除)」のとおり

該当の資格証写しを申込時に提出することで、対象科目を免除することができる。

1.4 受講料、教材費等、受講者が負担すべき費用

受講者負担 80,000円 但し教材費・施設利用料・消費税込

※受講料については、受付時に現金一括にて事務局へ納めるものとする。

綾川町内在住者には、研修修了時に費用助成有り。

1.5 実技評価の方法等 (別紙「実技評価基準等」のとおり)

1.6 修了評価の方法等 (別紙「修了評価基準等」のとおり)

1.7 未修了者又は辞退者の取扱方法及び費用等

受講契約は受講希望者が事務局へ受講申込書を提出し、かつ受講料を全額一括で支払った時から成立するものとする。

解約条件、解約料等は下記のとおりとする。

○受講生からの解約の場合

- ・受講開始日までに解約の場合は、受講料のうち教材費を除いた費用を返還する。

○事業所からの解約の場合

- ・他の受講生の受講を妨げる等、公序良俗に反する行動により受講の継続が困難と判断した場合。
- ・受講者が研修時間（130時間）に満たさず、研修を修了出来なくなった場合。尚、上記の理由により除籍になった場合は、一切の保証・返金を行わないものとする。

1.8 補講を実施する場合の方法及び費用等

○すべての講義・演習に出席し、実技評価及び修了評価に合格しなければ、修了書を発行することができない。出席する事ができないやむを得ない理由がある場合には、連絡のうえ補講を実施する（補講授業料は別途発生する）。ただし原則として8ヶ月以内（やむを得ない場合は1年4ヶ月）に修了できる場合に限る。

補講授業料 1時間 5,000円（税込）

19 問合せ・申込み先

綾歌郡綾川町滝宮 276 番地 綾川町梅の里社会福祉センター内
社会福祉法人 綾川町社会福祉協議会
電話番号 (087) 876-4221

20 情報の開示を行うためのインターネット上の事業者のホームページアドレス

<http://www.ayagawa-shakyo.or.jp>

21 その他